⑵　就労を目的とする外国人の状況

就労を目的とする在留資格(「外交」、「公用」を除く。以下同じ。)による新規入国者数の状況を見ると、平成18年に前年比で35.1パーセント減と大幅に減少して以降減少基調にある。これは平成17年及び同18年に人身取引対策の一環として行われた「興行」の在留資格に係る上陸許可要件の見直し以降、「興行」の在留資格による新規入国者数が大幅に減少していることが大きく影響している。その他の就労を目的とする在留資格による新規入国者数の状況を見ると、平成19年までは増加基調にあったところ、平成20年からは世界的な景気の後退等の影響により減少しており、平成21年には前年比30.2パーセント減の２万5,923人となっている。特に「技術」の在留資格の減少幅が大きく、平成20年後半以降の景気の後退が特にこの分野における外国人の新規の受入れに大きな影響を与えていることがうかがわれる。

次に、就労を目的とする在留資格による外国人登録者数の状況を見ると、新規入国者数と同様に「興行」の在留資格による外国人登録者数は平成17年以降減少しているが、その他の就労を目的とする外国人登録者数は近年一貫して増加しており、平成20年末現在19万8,504人となっている。このうち、いわゆる外国人社員に該当する「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の在留資格について見ると、「興行」を除く就労を目的とする外国人登録者総数に対して占める割合は、平成20年末現在でそれぞれ26.3パーセント、33.9パーセント、9.0パーセントで、これらの在留資格で約７割を占めており、この比率は年々増加している。

これは、政府において留学生の受入れ増加に向けて様々な取組が行われ、我が国に入国・在留する留学生が増加している中で、大学等を卒業した留学生が我が国企業等に就職し、これらの在留資格に変更を許可される留学生等が毎年相当数に上ること、また、これらの在留資格で在留している外国人の我が国での在留の長期化・定着化が進んでいること等によるものと考えられる。

また、我が国社会の少子・高齢化が進行する中、外国人の医療・介護分野における受入れの在り方に係る議論が活発化しているが、現在受入れが認められている外国人医師、看護師等に係る「医療」の在留資格による外国人登録者数は、平成20年末現在199人となっており、近年増加しているものの、就労を目的とする在留資格の外国人登録者数に占める割合は0.1パーセントと低いものとなっている。なお、「医療」の在留資格については、我が国の国家資格の取得が要件となっていることから、そのほとんどは「留学」の在留資格からの変更であり、新規入国者数はごく少数となっている。

⑶　学ぶことを目的とする外国人の状況

我が国で学ぶことを目的とする在留資格に係る外国人の状況について、近年、我が国が留学生の積極的な受入れ施策を進める中で、「留学」、「就学」の在留資格による新規入国者数及び外国人登録者数は着実に増加しているが、世界的な景気後退等の影響を受け、「研修」の在留資格による新規入国者数等は減少している。

まず、「留学」の在留資格による新規入国者数を見ると、平成21年には３万7,871人で過去最高を記録しており、これを国籍(出身地）別に見ると、中国が最も多く１万6,839人（44.5パーセント)、次いで韓国5,487人(14.5パーセント)、米国2,988人（7.9パーセント）などとなっている。また、外国人登録者数を見ると、平成20年末現在13万8,514人で過去最高を記録し、国籍（出身地）別に見ると、中国８万8,812人（64.1パーセント)、韓国・朝鮮１万9,441人（14.0パーセント)、ベトナム3,202人（2.3パーセント）などとなっている。

「就学」の在留資格による新規入国者数を見ると、平成21年には２万8,278人と過去最高を記録しており、これを国籍（出身地）別に見ると、中国が最も多く、１万8,053人（63.8パーセント)、次いで韓国4,516人（16.0パーセント)、中国（台湾）1,311人（4.6パーセント）などとなっている。また、外国人登録者数を見ると、平成20年末現在４万1,313人で、国籍（出身地）別に見ると、中国が最も多く、２万5,043人（60.6パーセント)、次いで韓国・朝鮮１万286人（24.9パーセント)、タイ769人（1.9パーセント）などとなっている。

このように我が国における留学生等の受入れは着実に進んでいるところ、政府が目標とする「留学生30万人」の受入れに向け、今後とも、一層の取組を進めていく必要がある。

次に、「研修」の在留資格に係る外国人の状況を見ると、新規入国者数は平成19年に過去最高を記録したが、平成20年からは世界的な景気後退等の影響により減少し、平成21年には前年比21.0パーセント減の８万480人となっており、これを国籍（出身地）別に見ると、中国が５万3,876人で全体の66.9パーセントを占め、次いでベトナムが4,890人（6.1パーセント)、フィリピンが4,726人（5.9パーセント）などとなっている。また、外国人登録者数も平成19年に過去最高を記録したが、平成20年末現在は前年よりやや減少して８万6,826人となっており、これを国籍（出身地）別に見ると、中国が６万5,716人で全体の75.7パーセントを占め、次いでベトナムが6,763人(7.8パーセント)、インドネシアが5,085人（5.9パーセント）などとなっている。

また、研修から技能実習への移行状況を見ると、移行数は年々増加していたが、「研修」の在留資格による新規入国者数の減少を受け、平成21年には６万2,207人と前年に比べやや減少しており、これを国籍（出身地）別に見ると、中国が４万9,032人で全体の78.8パーセントを占め、次いでベトナムが4,972人(10.1パーセント)、インドネシアが3,467人（7.1パーセント)などとなっている。

なお、研修・技能実習制度については、近年、制度の趣旨を理解せず、研修生や技能実習生を低賃金労働者として扱うなど、不適正な受入れが行われている事案が増加しているが、入国管理局においては、不正行為の認定を行い、法務省令等の規定に基づいて、当該機関が、研修生・技能実習生を受け入れることを３年間停止している。

こうした不正行為認定機関数は、平成17年に180機関であったものが、同20年には過去最高の452機関に達し、同21年は「研修」の在留資格による新規入国者数が減少したこと等もあり、360機関に減少しているが、引き続き高い水準を維持している。平成21年について、その内訳を受入れ形態別に見ると、企業単独型で受け入れた機関が２機関、団体監理型での受入れ機関が358機関となっている。

⑷　身分又は地位に基づいて入国・在留する外国人の状況

身分又は地位に基づいて入国・在留する外国人の状況について、まず、「日本人の配偶者等」及び「定住者」の在留資格について見ると、新規入国者数はいずれも減少傾向にあり、特に平成21年は、「日本人の配偶者等」について前年比25.2パーセント減の１万4,951人、「定住者」について同じく50.6パーセント減の9,946人と大きく減少しているが、国籍（出身地）別の内訳を見るとブラジル等を中心に減少しており、景気の後退等がこれら南米出身の日系人等の入国に大きな影響を与えている状況がうかがえる。なお、外国人登録者数を見ると、いずれも平成18年をピークにやや減少しているものの、ほぼ横ばいで推移しており、新規入国者数が減少する一方で、これらの在留資格で在留する外国人の定着化が進んでいる状況がうかがえる。

我が国で一定年数以上在留している等所定の要件を満たす者が永住を希望する場合には「永住者」の在留資格への変更が可能なところ、「永住者」の在留資格による外国人登録者数は、平成20年末現在49万2,056人で過去最高を記録している。その数は、我が国に長期にわたり在留する外国人の増加に伴って近年一貫して大幅に増加しており、特別な歴史的経緯を有する特別永住者とは別に、我が国に定着して永住許可を取得する外国人が着実に増加していることを示している。今後とも、我が国に在留する外国人の定着化の進行に伴い「永住者」への変更を希望する外国人の数は増加していくものと見込まれる。